

新型コロナウイルスを巡る緊急事態宣言の解除（34県）に伴う弊社の対応について

既報の通り、先週5月18日、政府から「全国を対象とする5月31日までの緊急事態宣言を34県について解除」する旨が発表されました。

しかしながら、感染の収束については依然として予断を許さない状況にあり、感染予防・拡大抑止、従業員の安全確保、取引先および地域社会に対する安全配慮等を熟慮した結果、弊社ならびに弊社国内グループ各社（株式会社電通グループの直接出資子会社）に勤務する従業員について、下記の通りの業務体制とさせて頂くことをご報告いたします。

記

1. 弊社国内グループ各社（株式会社電通グループの直接出資子会社）に勤務する従業員のうち、「東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・京都・北海道および愛知の9都道府県所在のオフィスに勤務する従業員」については、現状通り、5月31日（日）までの「在宅勤務を基本とした業務体制」を継続いたします。
* 6月1日（月）以降の業務体制については、5/21（木）予定の政府の方針発表およびこれに続く各自治体の措置発表等を踏まえ、改めてご報告させて頂きます。
2. なお、「上記9都道府県を除く地域所在のオフィスに勤務する従業員」については、「リモートワークを基本とした業務体制」に変更します。
「在宅勤務を基本とする状態」から「オフィス（ただしオフィス出社率を20%未満に維持し、必要最小限の業務のみ実施）および自宅外での勤務を可とする状態」へ移行します。

弊社は、これまでどおり全従業員による健康管理と安全に業務を行うためのレギュレーション順守を十全に行い、ご提供する業務の品質を落とすことなく対応してまいり所存です。

引き続き何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、本日現在まで、弊社電通アドギアについては、新型コロナウイルスの感染者および濃厚接触者は確認されておりません。また、弊社の東京・大阪の各営業所施設は、すべて安全な状態が保たれております。

以上